

これからの文化財保護の体系  
〈中間報告〉（案）

平成30年11月

奈良県教育委員会



# これからの文化財保護の体系 目次

## 本 編

### I. はじめに

- 1. 社会状況の変化 . . . . . 1
- 2. 文化財保護制度の見直しと文化庁の機能強化 . . . . . 1
- 3. 奈良県の状況 . . . . . 2
- 4. 奈良県文化振興大綱の策定 . . . . . 2
- 5. (仮称) 奈良県国際芸術家村の整備 . . . . . 2

### II. 基本的な考え方

- 1. 文化財の保存と活用の体系 . . . . . 4
- 2. 文化財の保存について . . . . . 4
- 3. 文化財の活用について . . . . . 4
- 4. 文化財保護の体系の視座 . . . . . 4
- 5. 分野別の体系に対する視点 . . . . . 4  
《建造物》《美術工芸品》《民俗文化財》《記念物等》
- 6. 文化財保存活用大綱と体系の関係 . . . . . 6

### III. 現状・課題

- 1. 文化財の保存と活用の一体性 . . . . . 7
- 2. 文化財の把握の必要性 . . . . . 7
- 3. 修復の透明化・標準化 . . . . . 7
- 4. 人材育成・地域づくり . . . . . 8
- 5. 持続性のある文化財保護 . . . . . 8

### IV. 対象期間 . . . . . 8

### V. ロードマップ

- 1. 全体のロードマップ . . . . . 9
- 2. 方策のロードマップ . . . . . 11

## VI. 方策

1. 《文化財の保存と活用の一体性》  
知事部局への文化財保護に関する事務の移管 . . . . . 13
2. 《文化財の把握の**必要性**》 . . . . . 15
3. 《修復の透明化・標準化》 . . . . . 16
4. 《人材育成・地域づくり》
  - ① 文化財修復分野の人材育成 . . . . . 20
  - ② 地域の担い手育成（コーディネーター等育成・コミュニティ活用）・ 21
5. 《持続性のある文化財保護》
  - ① 多くの人に対する文化財の重要性の周知・PR等 . . . . . 25
  - ② 防災・防犯に対する対応 . . . . . 25
  - ③ 資金調達手法の検討 . . . . . 26

## VII. 文化財保護制度の見直しと当県の対応 . . . . . 28

## VIII. 評価指標 . . . . . 30

## IX. 県内市町村文化財保護行政の実態調査 . . . . . 33

### ○資料

- 1 これからの文化財保護体系検討会議（第1回〈平成29年10月10日開催〉）における参加者の主な意見
- 2 これからの文化財保護体系検討会議（第2回〈平成29年12月26日開催〉）における参加者の主な意見
- 3 文化財各分野別の現状と課題（建造物、美術工芸、民俗文化財、史跡）
- 4 「文化審議会文化財分科会企画調査会 中間まとめ」に関する意見（パブリックコメント提出意見）
- 5 文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）（概要版）
- 6 （仮称）奈良県国際芸術家村 イメージパース（平成30年2月9日奈良県国際芸術家村構想等検討委員会資料より）
- 7 「**文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律**」の概要

## これからの文化財保護の体系〈中間報告〉(案)

### ○本編

#### I. はじめに

##### 1. 社会状況の変化

文化財は地域の光であり、誇りである。また、公共財※<sup>1</sup>の側面もある。奈良県の大きな魅力の一つは、長きにわたり多くの人々の手によって持続的に守られてきた文化財が豊富に存在することにある。その魅力をこれからも伝えていきたい。

しかしながら近年、過疎化・少子高齢化の進行など、文化財を取り巻く社会的環境は大きく変化している。文化財を守る地域コミュニティが脆弱化し、文化財の修理を担ってきた技術者の後継者が減少するなど地域の伝統文化の継続が危うくなり、その環境が揺らいでいる。※<sup>2</sup>

##### 2. 文化財保護制度の見直しと文化庁の機能強化

平成 29 年 5 月 19 日に文部科学大臣から、文化審議会に対し文化財保護制度の在り方について包括的な検討を求める諮問がなされた。文化審議会は、文化財の保存と活用の担い手を社会全体に広げていくことに特に留意しながら、地域における文化財の保存・活用の推進強化と個々の文化財の計画的な保存・活用の二点について重点的に検討したうえで、文化財の総合的な保存・活用に係る大綱の策定等、都道府県の積極的な役割の明確化及び文化財保護の事務執行・管理を首長部局でも可能とする等の内容を取りまとめ、平成 29 年 12 月 8 日に第一次答申を文部科学大臣に提出した。(「VII. 文化財保護制度の見直しと当県の対応」参照)

その後、この答申を踏まえ、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立し、平成 31 年 4 月 1 日から施行となった。

また、文化庁は京都への全面的移転に伴い、我が国の文化行政を総合的に推進していく体制を整備する。それにより柔軟で機能的な取組を推進し適切な保護と、観光・産学との連携した文化芸術資源の活用を国は推進していく。

H29. 12. 8

第一次答申のポイント

※ ( ) 内は対応内容

1. 地方における文化財保護所管業務を、現在の教育委員会から首長部局などに移管できる(文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項)
2. 第三者が重要文化財等を公開する際、一部(金属等で作られたもの)で年 60 日から 150 日に延長(取扱要項改訂)
3. 都道府県による地域内の文化財の総合的な保存活用に係る大綱的な方針・計画の策定(文化財保護法第 183 条の 2 第 1 項、文化財保存活用大綱)
4. 市町村による地域の文化財に関するマスタープラン「地域計画」の策定【認定されれば現状変更の許可権限の一部移譲、登録文化財の提案ができる】(文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項、同条第 3 項、第 183 条の 9、文化財保存活用地域計画)

※<sup>1</sup> 不特定多数の個人が共同で享受できる財・サービス。

※<sup>2</sup> 市町村文化財保護行政の実態調査(平成 30 年度)では、39 市町村のうち 37 市町村が文化財の活用を必要と回答している。

### 3. 奈良県の状況

本県には、国宝 202 件（全国の 18.2%）、重要文化財 1,324 件（全国の 10.1%）、史跡 118 件（全国の 6.5%）など多くの文化財※<sup>3</sup>がある。指定候補でもある未指定文化財も含め、これらの文化財を保護していく業務を所管しているのは県教育委員会事務局文化財保存課及び文化財保存事務所※<sup>4</sup>である。飛鳥・奈良時代の建造物のほぼ全てが奈良県に存在しているが、文化財保存事務所では文化財建造物の保存修理を行うための技術を受け継ぎ、直営で施工している。このような体制をとっているのは、全国で奈良県を含め数府県のみである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の平成 20 年度と平成 27 年度の改正に合わせ、県は、知事部局にスポーツ・教育・文化行政の部署としてスポーツ振興課、教育振興課、文化資源活用課を設置した。それぞれ県スポーツ推進計画、教育振興大綱、文化振興大綱を策定し、地域総合型スポーツクラブ、県・市町村教育サミット、（仮称）奈良県国際芸術家村の整備等、広い行政ニーズに応じた施策を展開している。

### 4. 奈良県文化振興大綱の策定

奈良県文化振興大綱は、平成 29 年 3 月に策定した。文化芸術振興基本法（現：文化芸術基本法）の県の責務を参酌した奈良県における「文化の振興に関する総合的な施策の大綱」で、奈良県の強みである「歴史文化資源活用分野」と「芸術文化振興分野」に重点を置いた内容である。この大綱のもと、平成 29 年秋には「第 32 回国民文化祭・なら 2017」「第 17 回全国障害者芸術・文化祭なら大会」を全国ではじめて一体開催し、また、平成 30 年度から「奈良の仏像海外展示」※<sup>5</sup>を行う。

### 5. （仮称）奈良県国際芸術家村の整備

（仮称）奈良県国際芸術家村は、本県の強みである文化財をはじめとする歴史文化資源の保存・活用と人材育成という中心となる取組に加え、観光、産業など他の政策分野とも連携し、文化・芸術を軸にして、地域振興を図ることを目的に、2021 年度中の開村に向け整備を進めている。

歴史文化資源の保存・活用の具体的な取組としては、県文化財保存事務所の機能移転や文化財修復に関わる団体の誘致などによって、文化財修復の後継者の育成を図るとともに、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターなどと連携し、国際的な人材育成も行う。

また、建造物、考古、美術工芸分野の修復現場の公開・解説や

---

※<sup>3</sup> 国宝・重要文化財の件数は、東京都、京都府に続き、奈良県は全国 3 位。そのうち、国宝の件数についても東京都、京都府に続き全国 3 位。種別ごとでは、彫刻（多くは仏像）の国宝の件数が全国 1 位。

※<sup>4</sup> 県内の数力所に出張所（唐招提寺、薬師寺、法隆寺、称念寺、當麻寺（H30.3 月現在））を設置し、大規模な文化財等の修理等の受託を行う県営事務所。

※<sup>5</sup> 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、「日本のはじまり・奈良」の魅力を世界へ発信するため、前年である 2019 年にパリ（ギメ東洋美術館）、ロンドン（大英博物館）で奈良の仏像を展示する。

触れて学ぶことができる仏像等レプリカの展示、文化財のデジタルアーカイブによる情報発信などを行い、来訪者が歴史文化資源に直接触れ合う機会を提供する。

## Ⅱ. 基本的な考え方

### 1. 文化財の保存と活用の体系

新たに文化財を保護する体系をつくる必要がある。今まで見過ごされてきたものも含め、多様な文化財を地域の人々をはじめ多くの人が深く理解し、守り、楽しめるよう地域の文化財の保存と活用を地域振興の核として展開していく。そのために、奈良県で文化財の政策体系を考え、確立しようとするには意義がある。

保存と活用を対立概念ではなく文化財保護の両輪とし、シームレスに体系化された考えや方策により、文化財を地域の光としていく。それは、時機に応じる対応となり、試行的な活動を含むこととなる。

### 2. 文化財の保存について

文化財の本質的価値を理解する必要がある。その上で建造物であれば、どこまで修復できるか、部材を取り替えることができるかを考える。文化財の価値は、当初の価値と継承してきた守り手の価値により歴史的価値を構成する。

### 3. 文化財の活用について

活用も本質的価値を理解する必要がある。本質的な価値を理解することにより、観光分野における活用だけでなく長期的な文化財の活用の視点が生まれる。例えば、地域コミュニティ再生の核となり、また地域振興や文化創造の元手として国際間の相互理解のためのきっかけとする。<sup>※6</sup>

### 4. 文化財保護の体系の視座

地域における文化継続のための体系の必要性や保存と活用のあり方から、奈良県における文化財保護の体系的な考え方や方策の視座は、①文化財の保存と活用の一体性、②今まで見過ごされてきたもの（未指定文化財等）を含んだ悉皆的な文化財の把握、③文化財修復の透明化・標準化、④文化財を支える人材の育成・地域づくり、⑤文化財を継承するための持続性ある文化財保護から考える。

### 5. 分野別の体系に対する視点

#### 《建造物》

文化財建造物は、建設当時の機能や用途自体が文化財としての価値の一部となっており、その存在は地域に影響を与え歴史的な景観を形成している。このため、その場所にあり続け、本来の機能を維持し続けることが重要である。

近年、社会状況の変化に伴い本来の機能を失ったものや継承

---

※6 奈良県文化振興大綱概要版 歴史文化資源活用分野における目的

- ・歴史を通じて日本及び地域の文化への理解を深める
- ・奈良に住まうことの誇りと文化継承の機運の醸成
- ・観光・まちづくり等各分野における地域振興施策に歴史文化資源を活用



の担い手の不在により危機に瀕しているものがある。一方、地域住民や地方公共団体などにおいて、文化財に対する関心の高まりから積極的に活用したいという意欲が高まっている。

このことから、保護すべき対象・活用方法や体制・必要となる保存の手法を構築し、文化財としての価値や魅力を広く示すことが重要である。※7

### 《美術工芸品》

脆弱な素材からつくられている美術工芸品の公開・活用が、文化財保存の観点上、作品に負担をかけることは事実である。しかし一方で、公開はその繊細なコンディションを把握し、将来に継ぐ保存計画について考える好機でもある。公開によってその価値が広く認識され、多くの人々が鑑賞に訪れるようになれば、地域の活性化にもつながり、ひいては文化財保護への理解にもつながっていく。それゆえに、保存と活用のバランスについて適切な判断を行う。

### 《民俗文化財》

民俗文化財の衰退と変容には近年の少子高齢化や伝統的な生活様式の急激な変化が直接影響している。そのため、早急な記録保存とともに、伝承状況の把握や各保持団体との情報交換と共有が必要である。また、過去のデータを含む資料のデジタルアーカイブを構築することにより、誰もが深い理解を得るための情報へのアクセスも容易にすることができ、広く親しむことができる。県内外の公演や地域学習等に活かすことで、地域文化に対する誇り・伝承体制への支援を行う。

### 《記念物等》

史跡等整備の促進、発掘現場・出土品の積極的公開を進める必要がある。それにより、広く県民の史跡等記念物・埋蔵文化財の保存の重要性やコストに対する理解を深め、そのことがまた保存の促進につながる、という好循環を構築することが重要である。

史跡等記念物・埋蔵文化財は、その場所・土地に固着した文化財であり、その特性から、保存と活用の好循環を構築することは、地域の魅力を向上させるとともに、県民の地域に対する誇りや愛着の醸成にも大きく寄与すると考えられる。

---

※7 旧奈良監獄は、平成 29 年 2 月に国重要文化財に指定され、運営を民間企業が行い、ホテル等に活用される。

## 6. 文化財保存活用大綱と体系の関係

今回（平成 31 年 4 月 1 日施行）の文化財保護法改正により、都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化する県内の取組の共通の基盤である文化財保存活用大綱を策定できることとなった。来年度以降、当体系を踏まえながら策定作業を進める予定。

### Ⅲ. 現状・課題

#### 1. 文化財の保存と活用の一体性

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正があり、文化行政との一体性やまちづくり等との関連性により文化財保護をより一層充実させるため必要かつ効果的とする場合は、条例により首長部局において文化財保護に関する事務を執行管理することが可能となった。

当県では文化財が大きな魅力である。保存と活用の一体的政策運営をすることにより、他部局の政策も合わせた機動的で効果的な文化財保護を図ることができると考えられる。また、県の文化振興政策を体系化（条例化）する中でその保存と活用の基本的な理念と県の責務（政策体系）等を条例で整理したい。

知事部局移管の際は、文化財保護に関する事務に係る専門的・技術的判断の確保等の四つの要請※<sup>8</sup>を勘案する必要がある。

#### 2. 文化財の把握の必要性

地域の魅力ある文化財とはどのようなものか、未指定文化財を含む悉皆的調査とそのデータベースの整備が必要である。調査の対象が幅広い**ため、行政の文化財専門職や博物館・資料館等の学芸員等がコーディネートの中心となり**、大学等の研究機関（研究者や学生）、地域ボランティア、**民間団体などによる多様な連携を模索する必要がある**。調査過程では、例えば教員が教育課程にそれを利用するなど、地域の多くの人がある調査を知り、参加する工夫をする。また、**博物館や資料館だけではなく、県立図書館情報館**※<sup>9</sup>や市町村図書館の住民参加型イベントの利用がある。

#### 3. 修復の透明化・標準化

文化財の本質的な価値が多くの人に分かりやすく理解できるよう、修復の内容の透明性が必要である。どのように修復したのか、その過程はどうだったのか、考え方はどうだったのか等説明ができる状態とし、それぞれの透明性を確保する。また人材育成の観点から文化財修理実践の見える化として、保存修理過程の公開・活用を行う必要がある。文化財の劣化・損傷判定の標準化、適切な**修理**周期の確立と長命化により保存修理過程の合理化と標準化を図ることも必要と考える。埋蔵文化財については、今後とも開発行為との均衡を図り、継続的・安定的な保護を図っていく必要がある。

---

※<sup>8</sup> 平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」における四つの要請 「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」

※<sup>9</sup> 年間237件の住民参加型のイベントを実施。年間約56万人の来館者（都道府県立図書館として全国7位）がある。（平成28年度実績）

#### 4. 人材育成・地域づくり

年々減少傾向にある文化財保存技術の継承者を育成する必要がある。また地域の文化財保存・活用のコーディネーター等（市町村職員・法人・団体を含む）※10を活かし育て、地域づくりと関連したコミュニティにより防犯・防災や、例えば無住社寺にある文化財の保護、無形民俗文化財（地域伝統芸能や祭など）の継承に活かす。

#### 5. 持続性のある文化財保護

今後、地域の文化財が大切なことや守っていくことを、より多くの人に認知され理解される必要がある。まず、文化財の保存と活用の一体的な政策展開により、多くの人々に認知される機会を創出するとともに、近年多発する災害や犯罪に対する効果的な対応ができるようにする。また、文化財の保存には、ある程度の財源が必要である。現在でも、税制上の優遇措置を受けることができる「ふるさと納税」の制度や「ふるさと奈良県応援寄付金」で、いただいた寄付金を文化財の保存と活用の取組に利用しているが、今後、さらに継続的に必要なことに取り組めるよう、文化財の継承に資する財源制度を考える必要がある。

### IV. 対象期間

平成 29 年度 体系素案の策定

平成 30 年度 **奈良県内市町村文化財保護行政の実態調査**  
(以下「市町村調査」と記載)  
中間報告の策定

平成 31 年度～平成 33 年度 体系の策定・適用

平成 33 年度 修正作業 内容：目標年次、ロードマップの設定等

---

※10 平成 28・29 年度の2ヶ年にわたり、奈良県と早稲田大学連携事業の一環として「宇陀市における無住社寺の実態調査事業」を実施。宇陀市をモデル地区に、存続が危ぶまれる無住社寺の維持管理の問題を、ハード面(防火・防犯機器の設置等)からではなく、ソフト面(地域の活動)からとらえ、現況把握のための各種調査を行い、重伝建に選定される松山地区において「文化財保全のためのコミュニティ再生プロジェクト」を実施。

## V. ロードマップ

### 1. 全体のロードマップ

平成 30 年度の体系策定の後、適用期間は平成 31 年度から平成 33 年度【(仮称)奈良県国際芸術家村の開村予定年度】とし、ロードマップの射程は平成 33 年度とする。

全体のロードマップとして目標とする公益性、課題解決のための射程、文化財保存行政の現状は以下の通りである。

項目	I. 文化財の保存と活用の一体性	II. 文化財の把握の必要性	III. 修復の透明化・標準化	IV. 人材育成・地域づくり	V. 持続性のある文化財保護
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>他部局他地域政策との連携による効果的な文化財の保存と活用</li> <li>文化財の保存と活用による地域コミュニティの維持</li> <li>地域振興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎化、少子高齢化による散逸、消滅危機に対する対応</li> <li>文化財の把握による本質的な理解と価値判断</li> <li>文化財を通じた価値認識の承継</li> <li>地域振興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門技術性の確保</li> <li>政治的中立性、継続性・安定性確保</li> <li>開発行為との均衡</li> <li>教育との連携</li> <li>以上は H25. 12. 13 文化審議会 文化財分科会企画調査会報告にある四つの要請</li> <li>人材育成</li> <li>文化財の修復技術の承継</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>奈良の豊富な文化財を保持していく人材育成</li> <li>地域振興(市町村支援含)</li> <li>文化財の修復技術の承継</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの人や団体が参加する持続性ある文化財保護</li> <li>文化財との共生</li> </ul>
射程	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保存課の知事部局移管とそれに伴う他部局との連携、強化</li> <li>文化財の保存と活用の一体推進を図る政策の基本となる条例の制定</li> <li>大綱※11 策定(文化財保護審議会の機能検討含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存データ整理・公開</li> <li>新たな調査手法導入</li> <li>(仮称) 奈良県国際芸術家村での整理したデータの公開</li> <li>オープンデータ化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存データ整理</li> <li>標準化の検討</li> <li>データベース作成</li> <li>(仮称) 奈良県国際芸術家村での修復展示と公開</li> <li>発掘調査の標準化(ガイドライン)への検討確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称) 奈良県国際芸術家村での実習等の実施</li> <li>文化財保存事務所の移転等による人材育成の拠点化</li> <li>ユネスコ・アジア文化センター※12 と連携した国際的な人材養成</li> <li>コーディネーター育成</li> <li>無形民俗文化財(地域伝統芸能や祭など)の承継</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の大切さが分かる機会を設ける</li> <li>文化財の防災・防犯等</li> <li>保存修理、維持、管理のための新たな、納得度の高い資金調達手法の検討例:</li> <li>クラウドファンディングの活用</li> <li>寄附等の活用</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会での文化財保護行政の実施</li> <li>文化財保護法改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野別調査</li> <li>これまでの修復等、文化財保護に関する資料の存在</li> <li>広域の地域別視点があまりない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保存事務所(5カ所)</li> <li>建造物修復現場インターンシップ(7日間・高校生に将来の進路選択のひとつとして紹介する取組)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保存事務所による育成機能</li> <li>吉野/奈良朱雀高校 建築工学科</li> <li>高等技術専門学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「楽しく学べる ならの文化財」の作成(クラウドファンディングで作成)</li> <li>文化財災害対応マニュアル</li> <li>関係者連絡会議の開催</li> <li>奈良県文化芸術振興奨学金基金 等</li> </ul>

---

※11 文化財保護法 第183条の2第1項

参考) 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の策定に関する指針(素案)  
抜粋

Ⅱ 文化財保存活用大綱

2. 大綱の記載事項

大綱には、文化財の保存活用に関する基本的な方針、文化財の保存活用を図るために講ずる措置、域内の市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制を基本的な事項として定める。

※12 ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の基本方針に沿って、アジア太平洋地域諸国の文化の振興と相互理解に寄与することを目的に日本政府と民間の協力によって設立。教育協力、人物交流、文化協力の分野で、現地のニーズを反映した具体的な地域協力事業を推進している。

## 2. 方策のロードマップ

大項目	内容	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
<b>I</b> 《文化財の保存と活用の一括性》	知事部局への文化財の保存と活用(文化財保護審議会や(仮称)奈良県国際芸術家村での機能検討含む)に関する事務の移管	・文化財保存課の知事部局への移管作業 ・「奈良県文化財保護体系推進会議」の設置	・知事部局移管 ・(仮称)奈良県文化振興条例の策定作業 ・大綱策定作業	・文化財の保存と活用に関する事務の一体的運営 ・(仮称)奈良県文化振興条例の策定作業 ・大綱策定/適用	・文化財の保存と活用に関する事務の一体的運営 (仮称)奈良県文化振興条例の策定 ・大綱策定/適用
<b>II</b> 《文化財の把握の必要性》	地域の力を活用した悉皆的な文化財の把握	・悉皆調査をする市町村のモデル地区の選考	実態調査	地域とコーディネーターによる継続的保存活用事業に取り組む	地域とコーディネーターによる継続的保存活用事業に取り組む
<b>III</b> 《修復の透明化・標準化》	・既存データ集積によるデジタルアーカイブ化 ・修理現場公開 ・発掘調査標準化(ガイドライン)検討	・既存報告書の確認 ・類似システム調査 ・修理現場公開手法の検討と公開 ・発掘調査標準化の検討 ・開発事業と埋蔵文化財ハンドブックの配布と利用状況の確認	・デジタルアーカイブ構想化と構築 ・新手法の検討 ・発掘調査標準化の検討	・データ入力等によるデジタルアーカイブ化 ・新手法の検討 ・発掘調査標準の確立・具体化	・デジタルアーカイブ公開(オープンデータ化含) ・新手法による修理現場公開 ・確立・具体化した発掘調査標準の適用
<b>IV-1</b> 《人材育成・地域づくり》 ①文化財修復分野の人材育成	・文化財保存事務所の機能移転 ・人材育成の拠点化 ・ユネスコ・アジア文化センターと連携	・文化財保存事務所の機能移転後の体制の検討と確立 ・後継者人材育成 ①カリキュラム案の作成 ②高校/高技術専との連携調整 ・ユネスコ・アジア文化センターとの調整 ・実態調査	・文化財保存事務所の機能移転後の体制の検討と確立 ・後継者人材育成 ①カリキュラムテキスト作成 ②募集要項等作成 ・ユネスコ・アジア文化センターとの調整	・文化財保存事務所の機能移転後の体制の検討と確立 ・後継者人材育成 ①講師養成 ②実習環境整備 ③養成対象募集 ・ユネスコ・アジア文化センターとの調整	・文化財保存事務所の機能移転 ・後継者人材育成講座の開講 ・ユネスコ・アジア文化センターとの調整

大項目	内容	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
<b>IV-2</b> 《人材育成・地域づくり》 ②地域の担い手育成（コーディネーター育成・コミュニティ活用）	コーディネーター等による地域の文化財の保護と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における文化財の保存と活用の実態調査</li> <li>・コーディネーター選考例の調査</li> <li>・関係機関によるサポート体制、ネットワーク、<b>情報共有、情報発信</b>の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター等の育成・<b>協働</b></li> <li>・関係機関によるサポート体制、ネットワーク、<b>情報共有、情報発信</b>の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター等の育成・<b>協働</b></li> <li>・関係機関によるサポート体制、ネットワーク、<b>情報共有、情報発信</b>の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民とコーディネーター等の育成・<b>協働</b></li> <li>・関係機関によるサポート体制、ネットワーク、<b>情報共有、情報発信</b>の検討</li> </ul>
<b>V</b> 《持続性のある文化財保護》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人に対する文化財の重要性の周知・PR等</li> <li>・防災・防犯に対する対応</li> <li>例：</li> <li>・文化財災害対応マニュアル改訂</li> <li>・警察等関係機関との連携</li> <li>・資金調達手法等の検討</li> <li>例：</li> <li>・クラウドファンディングの活用</li> <li>・寄附等の活用</li> <li>・文化財保険の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の認知の機会増・PR等</li> <li>・防災・防犯に対する対応の検討・具体化</li> <li>・資金調達手法等の構想検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の認知の機会増・PR等</li> <li>・防災・防犯に対する対応の具体化</li> <li>・資金調達手法等の具体化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の認知の機会増・PR等</li> <li>・防災・防犯に対する対応の適用</li> <li>・資金調達手法等の周知・PR</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の認知の機会増・PR等</li> <li>・防災・防犯に対する対応の適用</li> <li>・資金調達等の開始</li> </ul>



## VI. 方策

### 1. 《文化財の保存と活用の一体性》

#### 知事部局への文化財保護に関する事務の移管

##### 【背景・内容】

- 少子高齢化が進む中、文化財を体系的な政策で守る必要がある。文化財保護では保存と活用を対立概念ではなく、車の両輪として捉え、切れ目のない一体的な施策を展開するべき。
- 知事部局は国や他自治体との連携がより広く発信力がある。
- 国の文化審議会で、文化財保護の事務執行・管理を首長部局でも可能とする内容の答申をとりまとめている。

##### 【課題】

- 平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」における四つの要請である「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」への対応が必要である。
- 文化財保護審議会の機能の検討。国の文化審議会の答申では移管する場合は必ず地方文化財保護審議会※13を設置し、審議会は文化財行政の進捗について適切に報告を受け必要な場面効果的に機能するよう運用を強化すべきとされている。
- 文化行政に対する他部局との連携。
- 文化財の所有者、無形文化財の伝承団体等との連携。

##### 【方策】

- 国会に上程されている文化財保護法等関係法令の改正の成立を前提として、文化財保存に係る過程の透明性、公開性等を確保し、改正法が施行される平成31年4月において知事部局の文化財保護に関する事務を移管する。移管の際、他部局や教育委員会との連携強化を図り、機動的・効果的な政策の実現を図る。
- 県の文化振興政策を体系化（条例化）する中で、保存と活用の基本的な理念と県の責務（政策体系）等を明らかにするため条例で整理することも考えられる。
- 文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定する。
- 四つの要請へ対応するために環境整備（専門職員の配置等）をするとともに、当県では既に設置されている奈良県文化財保護審議会における機能強化（例：文化財行政全般を協議する委員の指名）を検討する。
- 文化財の所有者、無形文化財の伝承団体等と文化財の保護や

---

※13 文化財保護法第190条に設置規定。奈良県では、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する機関として「奈良県文化財保護審議会」を設置している。

振興に寄与するための情報交換や共有を行うための手法や仕組みづくりを検討する。

### 【知事部局に文化財保護に関する事務を移管した場合の効果】

- 文化財行政の一体性確保ができる。
- 観光・景観・まちづくり行政等他の行政部局との総合的、一体的な取組を可能とする。例として、
  - ・各種観光施策での連携強化（世界遺産・日本遺産等）
  - ・（仮称）奈良県国際芸術家村との連携強化
  - ・文化庁の新たな支援事業での連携強化（奈良国立博物館を中核とした奈良公園クラスター形成事業等）
  - ・奈良の仏像海外展示との連携強化
  - ・富本銭公開事業  
万葉文化館の建設に先立って実施した発掘調査により、飛鳥時代の官営工房が検出された。万葉文化館の中庭に炉跡群が復元されるなど整備されている。展示環境を整え、ここから出土した富本銭の実物（現在はレプリカを展示）を万葉文化館に展示する。出土地においてこれまであまり公開されてこなかった富本銭の実物を展示することにより、史跡と、そこから出土した遺物を一体的に活用できる。明日香村と連名で文化庁への要望活動を行った。
  - ・高齢者や障害者等、誰もが見やすく分かりやすい展示等の工夫等が考えられる。
- 国や他自治体等との連携強化による関連予算の増（奈良モデル※14による市町村との連携を含む）が可能となる。
  - ・地域による未指定文化財の掘り起こし、レプリカ等を利用した関連イベントの開催等、保存と活用の両面に効果が期待できる。
  - ・市町村・市町村教育委員会等との幅広い連携により、聞き取り調査を利用し、必要な対応策を実施することができる※15（H30.4.26開催「奈良県市町村文化財保存主管課長会議」において移管について周知説明）。
  - ・博物館、資料館等も含むネットワークの構築等を図っていく。
  - ・文化庁等国の機関との連携により、文化財を含む地域の魅力を全国、世界に位置づけ紹介することができる。
  - ・文化財所有者等に対するより幅広い情報提供、連携を図ることができる。
- 教育分野への好影響を及ぼすことが可能である。
  - ・子どもたちの地域への愛着をはぐくむ。

---

※14 「市町村合併に代わる奈良県という地域にふさわしい行政のしくみ」であるとともに、人口減少・少子高齢社会を見据え、「地域の活力の維持・向上や持続可能で効率的な行財政運営をめざす、市町村同士または奈良県と市町村の連携・協働のしくみ」

※15 市町村調査では、11の市町村で国・県との連携があるとしている。

- ・生涯教育の内容を充実する。
- ・文化財修復人材の育成確保等が期待できる。
- 他の政策分野への好影響による企業誘致の円滑化、文化財保存修復過程の合理化・標準化が期待できる。

**【平成 30 年度の取組】**

- 知事部局（地域振興部）と移管作業を進めている。
- 体系策定のため、奈良県文化財保護体系推進会議を設置。
- 市町村調査では、5つの自治体が移管予定または検討中と回答。

**【期間】**

平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存課の知事部局への移管作業</li> <li>・「奈良県文化財保護体系推進会議」の設置</li> </ul>
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事部局移管</li> <li>・（仮称）奈良県文化振興条例の策定作業</li> <li>・大綱策定作業</li> </ul>
平成 32 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の保存と活用に関する事務の一体的運営</li> <li>・（仮称）奈良県文化振興条例の策定作業</li> <li>・大綱策定/適用</li> </ul>
平成 33 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の保存と活用に関する事務の一体的運営</li> <li>・（仮称）奈良県文化振興条例の策定</li> <li>・大綱策定/適用</li> </ul>

2. 《文化財の把握の**必要性**》

**【背景・内容】**

- 過疎化や少子高齢化、生活様式の変化による影響により、史跡や有形・無形の文化財は荒廃や散逸・消滅の危機にさらされている。
- とりわけ、法的に保護の措置を講ずることができない未指定文化財をとりまく状況は深刻であり、自然災害はじめ開発や盗難、売却等による散逸・消滅が進行している。
- このような状況を踏まえ、地域の未指定文化財を網羅的・**面的**に把握し、**登録制度**や記録保存するための選択制度を活用するなど広く保護の網をかける新たな仕組みを考えていく必要がある。

### 【課題】

- これまで多くの自治体が、主に自治体史の編纂等を契機として、文化財の悉皆調査を行ってきた。それらの成果は基礎データとして広く活用されてきたが、自治体によって調査手法や内容にばらつきがあり、対象を広げて再調査し、まだ眠っている文化財の掘り起こしや、既存のデータの更新を行う必要がある。
- 従来の学術調査の手法だけでは、広範な未指定文化財を網羅することには限界がある。研究機関及び市町村、外部の研究者、地域住民等とのネットワークや参画を通じて、保存や活用に関わる情報も合わせて総合的に把握する新たな調査の手法が求められる。

### 【方策】

- 自治体が主導し、県や大学の専門家等の外部の人材の協力を得ながら、地域住民が参加して文化財調査を行う新たなモデルを示す。
- 市町村博物館や市町村専門職、研究者等といった専門分野を持つコーディネーターが市民参加型の調査を行い、効果的な防犯対策や特別公開、データベース構築、情報発信などの総合的な保存・活用事業へとつなげる。

### 【平成 30 年度の取組】

- 市町村調査では、5つの自治体で地域住民講話聴取ボランティア等による住民参加型調査を実施した。
- 県では、中世城郭及び近世社寺の調査を実施した。

### 【期間】

平成 30 年度	・ 悉皆調査をする市町村のモデル地区の選考
平成 31 年度	・ 実態調査
平成 32 年度	・ 地域とコーディネーターによる継続的保存活用事業に取り組む
平成 33 年度	・ 地域とコーディネーターによる継続的保存活用事業に取り組む

## 3. 《修復の透明化・標準化》

### 【背景・内容】

- 文化財の保存修理全般の実務においては、高度な専門性と慎重なリスク回避が要求されることから、その過程にはある種

の閉鎖性があることは否定できない。

- 文化財の公開・活用の一環として、有形文化財の保存修理や発掘調査等の作業過程の透明性を高め、一層の合理化・標準化を推進することが求められる。

### 【課題】

- 建造物・美術工芸品・出土品を問わず、それらの持つ価値の代替不可能性と物理的な不可逆性に起因し、保存修理全般の実務においては高度な専門性と慎重なリスク回避が要求される。そのような文化財保存修理の特性から、完了後に刊行される修理報告書等の内容はきわめて専門的であり、かつ修理過程の実務が限定的にしか公開されないため、修理実績自体が広く認知されているとはいえない。
- このような保存修理の現状は、今日的な視点からはわかりづらいものとなっており、持続的な保存修理を可能とするためには、保存修理過程の透明性の確保、合理化・標準化の一層の促進が必要と考えられる。

### 【方策】

- さまざまな手法による情報発信に努めるとともに、特に適切な保存修理サイクル<sup>※16</sup>に基づく切れ目のない強化（内面的）、美装化（外面的）は、より一層の公開・活用の促進につながる。このことが保存修理過程の透明性の確保、合理化・標準化の促進に寄与し、ひいては文化財の価値を高める好循環を生むと考えられる。
- 適切な保存修理サイクルの確立のためには、建造物・美術工芸品・出土品を問わず、文化財に対する保存修理履歴の把握、現状調査（診断）が必須である。その前提として、現在個別に保管・管理されている修理報告書等のデータを集約した保存修理データベースシステムを構築する。
- 保存修理データベースシステムは、個別の文化財に関する修理履歴のほか、必要な事項を多様な切り口から検索、集計でき、デジタルアーカイブ化した過去の修理報告書等も閲覧可能なものとする。また、一般にもわかりやすい公開システムとし、修理過程・実績の広範な認知を図る。
- デジタルアーカイブは、可能な限りオープンデータ化を実施し、自由な使用ができるようにCCライセンス<sup>※17</sup>の表示も検討していく。
- 地震や風水害、土砂災害等の災害発生が予想される箇所にある文化財や、公開日を増やすことによって盗難のリスクが高

---

※16 周辺環境により経年劣化を受ける有形文化財は、周期的な保存修理が必須である。例えば建造物においては、植物性屋根の葺き替えを数十年ごとに行い、数百年周期の大規模解体修理により今まで保存されてきた。劣化程度および物性に応じた適切な保存修理サイクルの永続が文化財価値の維持につながる。

※17 インターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツール。CCライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどを行うことができる。

まる無住社寺等について、ハザードマップとしての機能をデータベース化し、防災及び防犯としての機能を備える。

- 教育関係の団体もデータベース構築に参加が可能とし、教育素材として子どもたちへの周知を深め、利用しやすいものとする。
- 奈良県歴史文化資源データベース「いかす・なら」との連携や他機関（国立国会図書館等）のデータベースとのリンクを検討し、内容の充実を図る。
- 平成 33 年度に開設予定の（仮称）奈良県国際芸術家村の文化財修復・展示棟において、建造物、美術工芸品等の修復現場をわかりやすく展示・公開する。

### 【平成 30 年度の取組】

- 奈良県歴史文化資源データベース「いかす・なら」に国宝 当麻寺西塔などの修復の過程を掲載する。修復課程で当麻寺西塔先端に納められていた舍利容器を奈良国立博物館で公開することとなった。
- 橿原考古学研究所では、発掘調査の現地説明会を行い、一般の県民や児童・学生が参加する発掘体験を進める。
- 平成 28 年度から継続実施しているインターンシップを県立奈良朱雀高等学校・県立吉野高等学校の建築工学科生並びに高等技術専門校生を対象に実施する。
- 遺跡や出土品の保存・活用・修理の過程と方法について、個々の遺跡や地域の特性を鑑みながら事例を検討して、現地保存・移築・記録保存の方法や考え方について整理・検討する。（登大路瓦窯跡等）
- 『開発事業と埋蔵文化財ハンドブックー奈良県版一』を刊行し、平成 30 年度に県内市町村を通じて開発事業者に配布した。発掘調査の経費・期間などや相談方法についてわかりやすく解説した。現在、半数の市町村で利用されている。
- （仮称）奈良県国際芸術家村での文化財建造物修理関係文書の保管整理・公開について検討する。
- 市町村調査では、文化財保護関連情報はHP・広報誌で積極的に活用されており、14 の自治体が文化財情報のデジタルアーカイブ化を行っているとは回答している。

### 【期間】

平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・既存報告書の確認</li><li>・類似システム調査</li><li>・修理現場公開手法の検討と公開</li></ul>
----------	---

	<ul style="list-style-type: none"><li>・発掘調査標準化の検討</li><li>・開発事業と埋蔵文化財ハンドブックの配布と利用状況の確認</li></ul>
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・デジタルアーカイブ構想化と構築</li><li>・新手法の検討</li><li>・発掘調査標準化の検討</li></ul>
平成 32 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・データ入力等によるデジタルアーカイブ化</li><li>・新手法の検討</li><li>・発掘調査標準の確立・具体化</li></ul>
平成 33 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・デジタルアーカイブ公開（オープンデータ化含）</li><li>・新手法による修理現場公開</li><li>・確立・具体化した発掘調査標準の適用</li></ul>

#### 4. 《人材育成・地域づくり》

##### ①文化財修復分野の人材育成

###### 【背景・内容】

- 文化財の保存には、専門知識と技術が必要であり各分野の専門家を必要としてきた。これら専門家は調査や修理などを通して技術を蓄積してきたが、元来その機会は少ないうえ、団体や業者の数も少ない。また、近年は熟練技術者の数が減少の傾向にある。
- 保護すべき対象は年々増加の一途をたどっており、これらを核として地域の維持発展に役立てようとする期待は大きく、保存に対する確かな技術を持った人材が必要とされている。また、これらのノウハウは国際的に活かすことのできるものである。

###### 【課題】

- 建築業界は、一般建築の生産形態が変化し、伝統工法を用いた旧来の仕事がなくなり、業界自体が縮小している。
- 専門技術者の高齢化が進行し、特殊な技能を持つ熟練技術者は減少している。また、技能を活かす仕事が少なく、若年層に伝承する機会がない。
- 若年層の興味を持つ者に対して、PR不足のため業界への入り口が狭い。

###### 【方策】

- （仮称）奈良県国際芸術家村に県文化財保存事務所の機能を移転し、歴史文化資源の保存・活用と人材育成の拠点としての機能を持たせ、文化財建造物の修復に必要な技能（宮大工、左官、建具、畳など）について研修を行う。
- 人材育成に当たっては、県立高等学校、高等技術専門校などと連携（県立高等学校適正化推進方針「本県産業の担い手育成」）し、広く人材の募集を行うほか、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター（ACCU）との連携により、国際的な人材育成も行う。
- 働く場を確保することにより、伝統技術を活かす場を創出するとともに、保存の質的向上を達成する。
- 技術者を積極的に育成し、技術の継承とともに保存対象の良好な維持を図り、活用に資する。

###### 【平成30年度の取組】

- 平成33年度に開村する（仮称）奈良県国際芸術家村における



人材育成のあり方について、県立高等学校適正化実施計画に基づく伝統建築を専門的に学ぶ専攻科との連携の方法などを検討する。

【期間】

平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存事務所の機能移転後の体制の検討と確立</li> <li>・後継者人材育成             <ul style="list-style-type: none"> <li>① カリキュラム案の作成</li> <li>② 高校/高技術専との連携調整</li> </ul> </li> <li>・ユネスコ・アジア文化センターとの調整</li> <li>・実態調査</li> </ul>
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存事務所の機能移転後の体制の検討と確立</li> <li>・後継者人材育成             <ul style="list-style-type: none"> <li>① カリキュラム・テキスト作成</li> <li>② 募集要項等作成</li> </ul> </li> <li>・ユネスコ・アジア文化センターとの調整</li> </ul>
平成 32 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存事務所の機能移転後の体制の検討と確立</li> <li>・後継者人材育成             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 講師養成</li> <li>② 実習環境整備</li> <li>③ 養成対象募集</li> </ul> </li> <li>・ユネスコ・アジア文化センターとの調整</li> </ul>
平成 33 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存事務所の機能移転</li> <li>・後継者人材育成講座の開講</li> <li>・ユネスコ・アジア文化センターとの調整</li> </ul>

②地域の担い手育成（コーディネーター等育成・コミュニティ活用）

【背景・内容】

- 地域に伝わる有形・無形の文化財の多くは、地元住民たちの手で維持管理されている。これらは伝統や風習を重んじるコミュニティを背景に今日まで大切に守り伝えられてきた。
- 現在、多くの地域が少子高齢化や過疎化による後継者不足、資金不足の問題に直面している。コミュニティの衰退は文化財の継承を困難にしていくことも予想される。
- 地域に伝わる文化財が散逸・消滅せぬよう、実態を把握し、適切な維持管理を模索する必要がある。例えばそれらを観光

資源や学校教育の教材として積極的に公開・活用することで、文化財を中心にコミュニティとしての求心力を高めるとともに、再生を図ることもできる。

- 専門的知識を持った地域コーディネーターが外部との連携を図りながら、地域住民とそこにある文化と地域の振興とともに文化財の保存と活用について考えていく新たな体制づくりが必要である。
- 県においては、各部門別の専門職員が配置されている。また、県内には地方としては決して少なくない国立・県立の大学機関や国立の博物館、研究所が配置されているとともに、京阪神地域にも豊富な研究機関が存在する。
- 文化財保護の担当部局や博物館・資料館だけではなく、公民館や図書館、文化財の活用等に関わる多様な行政の各部局や外部の有識者、教育・研究機関、地域住民、民間団体等が参加する情報共有の場を設ける必要がある。

#### 【課題】

- 市町村<sup>※18</sup>等地域においては、自律的な地域振興の核として文化財を将来に継承するため、文化財保護の全般的なコーディネーター（法人・団体を含む）の役割が考えられる。
- コーディネーターを触媒とした文化財の保存と活用を通じて、地域や世代、立場を超えた人の交流を促し、文化財を核としたコミュニティと地域の活性化を図る。
- 個別の専門性を持った県や大学機関による広域のサポート体制も重要である。市町村の文化財担当職員や博物館施設は地域のコーディネーターとしての期待がある。
- 市町村及び博物館・資料館、大学等の研究機関を繋ぐネットワークを構築し、データを共有する必要がある。
- 学術研究機関、県、市町村等が、文化財の分野に限定されないネットワーク組織の構築が必要である。
- なお、民俗文化財は地域住民自身が直接的に文化財を担っている。生活様式の変化や少子高齢化、過疎化により変化するコミュニティを補完、支援するためにも担い手の拡大が重要となる。具体的には、広域化や教育現場との連携による学習等が考えられる。

#### 【方策】

- 地域における文化、文化財の保存と活用の実態を把握し、課題を抽出する。
- 文化財コーディネーターの制度を創設するうえで参考となる

---

※18 県内市町村の文化財行政の担当者は、埋蔵文化財専門技師の割合が多い。建造物、歴史、民俗を専門とする職員を配置している市町村もある。

先行事例（市民参画型博物館の取組等）を調査し、コーディネーターの役割を明確にする。

- 市町村、県、博物館や大学等の関係機関でデータを共有し、サポート体制を確立する。そのためのネットワークを考える。
- 県教育委員会文化財保存課と県指定無形民俗文化財及び国指定重要無形民俗文化財、国選択無形民俗文化財等の伝承団体をもって構成する「奈良県無形民俗文化財保護連絡協議会」（平成30年2月発足）において、無形民俗文化財の伝承状況を把握するとともに、郷土の無形民俗文化財の保護・振興に寄与するための情報交換と連絡を行う。また、市町村文化財保護担当課がオブザーバーとして会議に参加でき、県と市町村、民俗文化財の伝承団体の連携も図る。
- コーディネーターを育成するため講座等学ぶ機会を設ける。座学と臨地実習等の実践を学ぶ。
- モデル地域を定め、地域の手による総合的な調査や防犯対策、特別公開などを試行し、コーディネーターが参画した地域による文化財の保存と活用のあり方のモデルを示す。

※コーディネーターのコンピテンシー（行動特性）

地域の文化と文化財を良く知り、その魅力を伝えることができ、地域づくりなど広く連携をとれることなどが考えられる。

### 【平成30年度の取組】

- 市町村調査では、職員の人材育成の要望があった。また、市町村職員の専門分野は埋蔵文化財を専門とする職員が多い。
- 市町村調査では、6つの自治体でコーディネーターが活動している。
- コーディネーターのあり方を検討する。

### 【期間】

平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における文化財の保存と活用の実態調査</li> <li>・コーディネーター選考例の調査</li> <li>・関係機関によるサポート体制、ネットワーク、情報共有、情報発信の検討</li> </ul>
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター等の育成・協働</li> <li>・関係機関によるサポート体制、ネットワーク、情報共有、情報発信の検討</li> </ul>
平成32年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター等の育成・協働</li> <li>・関係機関によるサポート体制、ネットワー</li> </ul>

	ク、情報共有、情報発信の検討
平成 33 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民とコーディネーター等の育成・協働</li><li>・関係機関によるサポート体制、ネットワーク、情報共有、情報発信の検討</li></ul>

## 5. 《持続性のある文化財保護》

### ①多くの人に対する文化財の重要性の周知・PR等

#### 【背景・内容】

- 奈良県には、多くの文化財があり、その魅力を継承する必要があるが、近年、過疎化・少子高齢化の進行など文化財をとりまく社会的環境は大きく変化している。
- 奈良の世界遺産である平城宮跡の大極殿、朱雀門、興福寺の中金堂が復原された。

#### 【課題】

- 多くの人々が、文化財によって郷土意識や地域への誇り、文化継承の機運を醸成する必要がある。<sup>※19</sup>
- 復原されたものにより、住時の原風景を想像することができ、多くの人に創造的活用ができる機会を設ける必要がある。

#### 【方策】

- 所有者・市町村の関係者や県民参加による文化財が大切なことを周知・PRする機会を設ける。

### ②防災・防犯に対する対応

#### 【背景・内容】

- H27～29に、文化財に対する液体汚損事件が発生するなど、近年、これまでにない犯罪が発生している。
- H29年度の台風21号、H30年度の大阪府北部地震、台風21号など、県内文化財の被災が頻発している。
- 奈良県地域防災計画に位置づける文化財災害対応マニュアル（平成30年4月改訂）がある。
- 会計検査院の調査の結果、全国の国宝・重要文化財建造物のうち、耐震予備診断で耐震性に疑義があると判定された建物の約9割が、その後専門的な診断が行われていないことが判明した。

#### 【課題】

- 警察等関係機関との情報交換等の連携を図る必要がある。
- 文化財災害対応マニュアルの改訂の必要がある。

#### 【方策】

- 近畿2府4県と関西広域連合による基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドラインの反映等の調査により実状を反映した文化財災害対応マニュアルを改訂。

---

※19 市町村調査では、35の市町村が地域振興・地域づくりに役立つ文化財が存在するとしている。

- これまで関係者連絡会議を開催し防犯防災対策の周知をしてきたが、警察との情報交換をさらに進め、効果的なPRを行う。
- 今後の保存修理事業については、人が立ち入ることができる建造物についての耐震対策工事を実施する。

### ③資金調達手法等の検討

#### 【背景・内容】

- 文化財の本質的価値も含め、広く多くの人に文化財を維持する必要性を共有する必要がある。
- 指定文化財の所有者等が行う修復等に補助を実施している。
- 指定文化財の件数は基本的に年々増加することから、補助対象となる件数もそれに伴い増加する。
- 文化財を確実に後世に継承していくため、安定的な資金調達手法の検討が求められる。

#### 【課題】

- 地域の文化財を守り、地域の光としていく機運が醸成されていない。
- 早期の修復を要すると考えられる文化財が多数あるが、予算が限られる中、全てに対して補助を実施することができず、修復に着手できない事例がある。
- 文化財の「保存」と「活用」とが一体となった文化財保護に取り組んでいくため、「活用」に要する費用についても積極的な財源確保が必要となる。

#### 【方策】

- 所有者・市町村の関係者や県民参加による文化財が大切なことを周知・PRする機会を設ける。
- 近年広がりつつある「クラウドファンディング」や新たに設けられた「企業版ふるさと納税」等の活用、補助金でカバーできない部分に対する保険制度の検討など、持続的な文化財保護政策を行うための資金調達手法等を検討する。

#### 【平成30年度の取組】

- 文化財防犯・防火・防災関係者連絡会議を平成30年8月7日に開催。
- また、会計検査の調査結果を受けて、平成30年11月22日に説明会を実施。
- 知事部局移管を契機に、文化財の必要性のPRを検討。
- 市町村調査では、17の自治体が市町村指定文化財に補助金を

手当し、26 の自治体が国・県指定文化財に補助している。財政的な支援を望む意見は多く、国費県費以外の財源確保を想定する市町村では、ふるさと納税によるものをあげる自治体が多かった。

**【期間】**

平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の認知の機会増・P R 等</li> <li>・防災・防犯に対する対応の検討・具体化</li> <li>・資金調達手法等の構想検討</li> </ul>
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の認知の機会増・P R 等</li> <li>・防災・防犯に対する対応の具体化</li> <li>・資金調達手法等の具体化</li> </ul>
平成 32 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の認知の機会増・P R 等</li> <li>・防災・防犯に対する対応の適用</li> <li>・資金調達手法等の周知・P R</li> </ul>
平成 33 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の認知の機会増・P R 等</li> <li>・防災・防犯に対する対応の適用</li> <li>・資金調達等の開始</li> </ul>

## Ⅶ. 文化財保護制度の見直しと当県の対応

- 平成 29 年 8 月 31 日に文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめが公表され、それとともに、それに関する意見募集が実施された。本県からは、以下 4 点の意見を提出。
  - ・全編について「活用を前提とした保存」との観点での再整理が必要。
  - ・市町村のみではなく都道府県をも基本計画の策定主体として位置づけることをはじめとして、都道府県の積極的な役割を法令上明確に位置づけるべき。
  - ・国宝・重要文化財に関して、所有者による保管施設における公開以外の公開等について、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」等により定められているいわゆる「60 日ルール」を、公開日数の上限の延長にとどまらず、適用範囲そのものを弾力的かつ抜本的に見直すべき。
  - ・地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できることとする法令改正を、今後の検討事項として先送りすることなく、今回の文化財保護法見直しにあわせて優先的に措置すべき。
- 平成 29 年 9 月 28 日に設置された「中央教育審議会地方文化財行政に関する特別部会」に本県の荒井知事が委員として参画。本県の文化資源活用に関する取組、文化財の保存と活用についての本県の考え方、文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめに対する本県の意見などについて述べた。
- 文化財保護制度の見直しに向けて、平成 29 年 11 月に以下の点について国に要望を行った。
  - ・地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できることとする法令改正を、今回の文化財保護法改正に必ず盛り込むこと。
  - ・市町村の基本計画のみではなく、都道府県も大綱的な計画を策定する主体として位置づけることをはじめとした都道府県の積極的な役割を法令上明確に位置づけること。
  - ・施設環境や人的体制が整っている文化財等修復・公開施設である場合は、文化財の性質に応じて常設展示を行えるようにする等、60 日ルールの適用範囲を弾力的かつ抜本的に見直すこと。

### (参考)

平成 29 年 12 月 8 日の文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」において、以下のような点について取りまとめられた。

- ・個々の文化財の指定等の現行制度の一層の推進に加え、地方



公共団体が、未指定も含めた域内の文化財を把握し、地域で協力して総合的にその保存・活用に取り組む制度が必要。

- ・都道府県は、国が策定する指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画を策定できる。
- ・国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開に関する取扱要項について、技術の進歩や公開ニーズに対応するため、材質等によって公開日数の上限を延長（平成30年1月29日付文化庁文化財部長名「国宝・重要文化財の公開に関する取扱事項の改定について」により通知）。
- ・地方における文化財保護の所管は教育委員会となっているが、地方の判断で首長部局に移管できる仕組みを要望する声が上がっている。文化行政全体としての一体性や景観・まちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、文化財保護に関する事務を一層充実させるために必要かつ効果的な場合は、平成25年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告で示された四つの要請に対応できるよう環境を整備しつつ、条例により、首長部局での事務の執行・管理も可能とすべき。

#### ○奈良県の今後の対応について

文化財保護法の改正など国の動向を注視しつつ、来年度策定予定である本体系を踏まえ、「**文化財保存活用大綱**」の策定に着手する。

市町村が行う「文化財保存・活用地域計画」の策定や所有者等が行う個々の文化財の「保存活用計画」の策定に向けて、積極的な支援を行うことが考えられる。

また、これら文化財保護法の改正、文化芸術基本法を踏まえ、県の文化振興政策を体系化（条例化）し、その中で文化財の保存と活用についても基本的な理念と県の責務（政策体系）等を整理することが考えられる。

## Ⅷ. 評価指標

○以下の項目ごとに事業の進捗に応じてアウトプット・アウトカム指標を設定する。

	アウトプット指標例	アウトカム指標例
文化財の保存と活用 の一体性	文化財保護に関する事務 の首長部局への移管と活 用部門との連携事業の立 ち上げ	市町村等他機関からの文 化財保護相談件数の増
文化財の把握の必 要性	モデル地区の選考	地域での取組や取組相談 件数の増
修復の透明化・標 準化	デジタルアーカイブ構想 の実現	データアクセス件数、利 用相談件数
人材育成・地域づ くり	文化財修復分野の人材育 成課程の創設、地域の担 い手づくりの体制構築	育成した人材の雇用者 数、担い手の活動事業数
持続性のある文化 財保護	資金調達手法等の確立・ P R	民間資金または枠組の増

○奈良県文化振興大綱における以下の目標と指標を当体系におい  
ても設定する。

### 〈成果目標 1〉

県民が、歴史を通して地域の文化への理解を深め、奈良県や  
身近な地域への愛着を感じている状態の実現

#### 〈成果指標 1〉

県民アンケートにおいて、将来的に奈良県に「ずっと住みた  
い」または「一度は県外に出ても、奈良県に戻って住みたい」  
と答えた理由として、

成果指標①：「奈良県や身近な地域に愛着を感じるから」  
を挙げる県民の割合を 50%に高めます。

(平成 30 年度比較)

成果指標②：「世界遺産や文化財などが多く、歴史的な雰  
囲気を感じるから」を挙げる県民の割合を  
40%に高めます。(平成 30 年度比較)

### 〈成果目標 2〉

県民が、地域の文化的環境に対して満足している状態の実現

#### 〈成果指標 2〉

県民アンケートにおける、県民の身近な生活に関する項目の

満足度について、

成果指標①：「文化遺産や史跡が大事にされていること」の平均点数（5段階評価5点満点）について3.5点以上を維持します。

（平成30年度比較）

成果指標②：「自分が住んでいる地域に活気があり、魅力のある地域になっていること」の平均点数（5段階評価5点満点）について3.0点に高めます。（平成30年度比較）

#### 〈成果目標4〉

奈良県の歴史や芸術の魅力を動機として、訪問や周遊、観光が盛んに行われている状態の実現

#### 〈成果指標4〉

県民アンケートにおいて、親せきや友人、知人等をもてなすため、観光やレクリエーションを目的に奈良県各地域を訪問する場合の訪問目的として、

成果指標①：「歴史や文化財に触れる（寺社、世界遺産など）」を挙げる割合については70%以上を維持します。（平成30年度比較）

成果指標②：「伝統行事・イベント・祭り」を挙げる割合については30%に高めます。

（平成30年度比較）